

国民健康保険で入院時に高額な

医療費を支払われている方へ

入院時の医療費を軽減できる制度があります

国民健康保険加入の七十歳未満の被保険者の方が、入院時に医療機関で一か月に支払った一部負担金が下の表の自己負担限度額を超えると高額療養費の対象となり、その超えた分は、市が医療機関に支払い、みなさまの負担額は自己負担限度額のみとなる制度があります。(保険税の滞納がない世帯に限ります。)

限度額適用認定証の交付には申請が必要です

現在お持ちの「限度額適用認定証」(非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)の有効期限は平成十九年七月三十一日です。

引き続き、または、新たに認定証の交付を希望される方は、申請していただく必要があります。

なお、この減額認定証は、申請した月の初日から有効となります。

申請窓口
各庁舎の窓口センターで申

申請していただき。手続きには、国民健康保険被保険者証、印鑑が必要です。

70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得の区分	自己負担限度額
上位所得世帯の方	150,000円+(実際にかかった医療費-500,000)×1%
一般世帯の方	80,100円+(実際にかかった医療費-267,000)×1%
市町村民税非課税世帯の方	35,400円

過去1年間で4回以上高額療養費の対象となる場合は、4回目から次の自己負担限度額となります。(月額)

所得の区分	自己負担限度額
上位所得世帯の方	83,400円
一般世帯の方	44,400円
市町村民税非課税世帯の方	24,600円

問い合わせ
市民生活部市民課
48・3004

認定証は後日郵送となりますので、ご了承ください。なお、七十歳以上の方老人保健で医療を受ける方は(除く)で、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付の対象になる方には、別途通知しています。

老人保健医療制度

負担割合の見直しと減額認定書の交付

八月一日からの負担割合を見直します

老人保健医療の一部負担金の負担割合について、平成十九年度の市町村民税課税所得等により、八月一日からの負担割合(一割または三割)の見直しを行います。負担割合が変更になる方については、新しい「老人保健法医療受給者証」を郵送いたします。

減額認定証の交付には申請が必要です

現在お持ちの「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、平成十九年七月三十一日までです。

引き続き、または、新たに老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を希望される方は、申請していただく必要があります。

なお、この減額認定証は、申請した月の初日から有効となります。

対象者
老人保健医療受給者の方で、

市町村民税非課税世帯に属する方
申請窓口

各庁舎の窓口センターで申請してください。(手続きには、健康保険被保険者証、老人保健法医療受給者証と印鑑が必要です。)

減額認定証の交付を受けると、入院時の一部負担金および食事代の減額適用を受けることができます。

老人保健法医療受給者証の有効期限は
平成二十年三月三十一日

平成二十年四月から、後期高齢者医療制度が始まります。それに伴い、「老人保健法医療受給者証」および「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は平成二十年三月三十一日までとなりますのでご注意ください。

問い合わせ
市民生活部市民課
48・3004